

# 鳥取県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年3月



## 目次

### 一 基本的な事項

1	本計画の目的	・・・	2
2	過疎地域持続的発展の基本的な方向	・・・	2
3	過疎地域の持続的発展に関する目標	・・・	3
4	本計画の達成状況の評価に関する事項	・・・	4
5	計画期間	・・・	4

### 二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1	移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成	・・・	5
2	産業の振興	・・・	6
3	情報化	・・・	7
4	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	・・・	8
5	生活環境の整備	・・・	8
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	・・・	10
7	医療の確保	・・・	10
8	教育の振興	・・・	11
9	集落の整備	・・・	11
10	地域文化の振興等	・・・	12
11	脱炭素化の推進	・・・	12

## 一 基本的な事項

### 1 本計画の目的

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第9条の規定により、鳥取県過疎地域持続的発展方針に基づき、県内過疎地域の持続的発展を図るため、県が過疎地域の市町に協力して講じようとする措置について定めるものである。

### 2 過疎地域持続的発展の基本的な方向（※鳥取県過疎地域持続的発展方針から再掲）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大都市への集中によるリスクが露呈し、人々の意識、価値観や暮らし方、働き方に変化が生じる中、過疎地域は、これまでのように都市部との格差是正に主眼を置いて都市部の後追的な施策を展開するのではなく、地域住民が誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた持続可能な地域社会の実現を目指した取組が求められる。

また、過疎地域が全国に先んじた少子高齢社会であることは、将来の我が国が直面する社会形態を先取りした地域として、その対処すべき対策や手法が注目される。過疎地域の豊かな自然環境や安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値が見直されつつあり、これらを国民全体の財産として、引き継いでいくことが期待されている。

さらに、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の理念は、過疎対策の基本理念と軌を一にする。コロナ禍において一層、経済・社会・環境の課題間で利益が相反する状況が生じる中、人口減少や地域経済の縮小といったあらゆる地域課題への挑戦は、SDGsの達成にもつながるものである。

こうした認識のもと、過疎地域に対する国民的な期待・価値観に応えていくためには、過疎市町が地域住民の積極的な参画を得ながら、若年者の流出や高齢化の進行等、地域の直面する課題に適切に対応するとともに、都市部など地域外との積極的な交流・連携を通じて地域活力の向上を図ることが重要である。

このようなことから、県では、過疎市町の過疎地域持続的発展計画の目標達成に向けて、市町の区域を超える広域的な施策、市町相互間の連絡調整、人的・技術的な援助その他の援助を行いながら、次のような方向を目指して、創意工夫のある施策を展開し、持続的発展に向けた取組を積極的に支援する。

#### ①若者定住施策の推進

若年層の定住は、将来的な地域の後継者を確保し、地域の活力を維持していくうえで最も重要である。そのため、地域内はもとより近隣都市を含む通勤圏域内に魅力的な就労場の確保や、都市からのIJU（移住）ターンを希望する若者が安心して働ける雇用の場や農林水産業への就業の場を確保するとともに、都市等と連絡する道路交通網の整備を図り、併せて若者向け住宅や生活排水処理施設など、生活環境の整備を図る。また、少子傾向に歯止めをかけるため、子どもを安心して育てられる環境づくりに努める。

#### ②安心して住み続けられる地域づくりの推進

急速に進展する高齢社会の中で、過疎地域は高齢社会の先進地として捉えることができる。高齢者に対する介護サービスや生きがい対策などの各分野において、従来の発想に捉われることなく、挑戦的な施策を展開するとともに、地域ぐるみで見守り体制や災害時の避難支援体の構築に取り組むことを通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会システムを創出していく。

### ③都市との交流・連携の促進

過疎地域は、その山林・農地の多面的機能や豊かな自然環境、安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値が見直されつつあり、加えて精神的安らぎと豊かさを求めて田園回帰志向が高まっている。

こうしたことを踏まえ、二地域居住や副業・兼業、プロボノ、ワーケーションなど、多様な関わり方を通じた都市住民との交流機会の拡大により相互理解を深め、都市にはない田舎の魅力を知ってもらうことでリピーターを獲得し、将来的なI J Uターンへの誘導や都市住民との体験交流を持続的に展開していくことで、都市住民と連携した地域社会の活性化を目指すとともに、雇用機会の創出や起業化を図ることにより過疎地域の持続的発展へとつなげていく。

### ④地域の人材育成

過疎地域の持続的発展に向けた地域づくりにおいて、地域の担い手の確保が特に重要であることから、移住定住施策、関係人口及び交流人口の創出に係る施策等による外部人材の活用のほか、地域運営組織・企業・大学・NPOなど地域に関わる様々な団体等の活動を引き続き支援するとともに、地域の地域住民自らが地域課題に気づき解決に主体的に関わる動きを支援するなど新たな地域人材の育成を図る。

## 3 過疎地域の持続的発展に関する目標

各過疎指定地域において県と過疎市町と協力して施策を実施することで、当該地域の人口減少を緩やかにし、過疎地域の人口減少に歯止めをかけることを目標として取組を進める。

#### [参考とする指標]

- ・「鳥取県中山間地域振興行動指針（令和2年6月改訂）」、「鳥取県令和新时代創生戦略（R3年4月改訂）」及び「鳥取県教育振興基本計画（平成31（2019）年度から2023年度）」から、過疎地域持続的発展の基本的な方向①～④に関連の深い指標を抜粋

指標項目	従前値	目標値(令和7年度)
<b>①若者定住施策の推進</b>		
15歳～24歳の転出超過数	1,243人 (R2年)	600人*
「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合	52.5% (R2年度)	向上
県内大学等卒業者の県内就職率	33.7% (R2年度)	44.3%*
県立ハローワークにおける就職決定者数	2,624人 (R2年度)	3,000人*
<b>②安心して住み続けられる地域づくりの推進</b>		
暮らしを守るための仕組み(小さな拠点)づくりに取り組む地区数	38地区 (R2年度)	45地区
ふれあい共生ホーム設置数	76箇所 (R3年度)	95箇所*
支え愛マップづくり取組自治会数	847地区 (R2年度)	987地区*
新たな地域交通体系構築に向けた取組件数	9件 (R3年度)	23件 (R2～R7年度)
<b>③都市との交流・連携の促進</b>		
とっとり共生の里地区数	17地区 (R3年度)	20地区*
都市圏等在住者を受け入れて地域の活性化に取り組む地域・団体数	25団体 (R2年度)	30団体*

森林体験・里山整備活動の参加者数	3,777人 (R2年度)	5,500人
都市部ビジネス人材確保	92人 (R2年度)	300人*
④地域の人材育成		
令和新時代創造県民運動実践団体登録数	487団体 (R3年度)	540団体*
地域課題解決型創業の輩出件数	10件 (R2年度)	50件*
IJUターンの受入者数	10,427人 (H27~R1年度)	12,500人*
「地域の行事に参加している」高校生の割合	39.8% (R2年度)	向上

※印：鳥取県令和新時代創生戦略の目標を本計画の令和7年度までの目標値として位置付けており、創生戦略の新たな目標が設定された時点で更新する。

#### 4 本計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況等について、毎年度、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）に基づき設置される「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」において報告等を行い、適切な進捗管理に努める。

#### 5 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度末までの5年間とする。

## 二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

※鳥取県過疎地域持続的発展方針で掲げる「過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」に加え、同方針に即して県が実施する主な事業は以下のとおりとする。

(事業内容欄に特定の市町名が記載されていない事業は全ての過疎指定市町が対象)

### 1 移住及び定住、地域間交流の推進、人材育成

事業名	事業内容	備考
「ふるさとキャリア教育」推進事業 ～鳥取大好き！プロジェクト～	○ふるさとキャリア教育モデル事業 モデル事業指定地区のふるさとキャリア教育を推進するために、キャリア・パスポート活用に関する取組及び取組に対する指導助言に係る招聘講師について、必要な謝金・旅費を負担する。(八頭町、北栄町、日野町)	
	○ふるさと鳥取見学(県学)支援事業 小学校の校外学習等において、郷土にゆかりのある歴史的・文化的名所や、全国に誇れる県内企業や県の試験場等に触れる機会を創出する取組を支援する。(バス代への助成制度。補助率：1/2)	
とっとり高校魅力化推進事業	○県内外の中学生(保護者)が本県立高校を進学先として積極的に検討するような高校の魅力化、特色づくりに取り組み、積極的に情報発信を行うことで県内外からの入学生を増やす。	
ふるさとキャリア教育充実事業	○ふるさとキャリア塾の実施等により、夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成する。	
とっとり県民カレッジ講座の開催	○市町村や高等教育機関等と連携し、地域の課題解決や地域づくりにつなげる講座等を開催する。	
移住定住受入体制整備事業	○県外から鳥取県への移住定住を促進することを目的に、市町村が取り組む移住定住に係る事業に対して支援を行う。	
鳥取県国内交流補助金	○交流人口の増加や交流促進を図り、地域の活性化及び全国への地域情報の発信に資することを目的に、全国各地の鳥取県とゆかりのある又は鳥取県の伝統芸能を継承している地域との交流事業に対し、経費を補助する。	
地域共生社会の未来を創る人材育成事業	○誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを目指した、鳥取県と日本財団による6年間の共同プロジェクトの考え方を継承し継続的な地域づくり運動となるよう、取組を担ったり横展開できる人材を育成する。 ・地域の担い手育成、交流機会の創出(とっとり元気フェス、とっとり研志塾フォーラム、とっとり研志塾の開催、とっとり研志塾アクティブプログラム、とっとり研志塾長表彰による顕彰) ・若者の地域づくり活動への関心喚起(とっとりSDGsアワード、若者×地域づくり団体交流会及びソーシャルイノベーション合宿)	
持続可能な地域づくり団体支援事業	○県内のNPOや市民団体など(以下「地域づくり団体」という。)が、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できる仕組みを創り、地域づくり団体の体制基盤強化を図り、持続可能な地域づくりにつなげる。 ・持続可能な地域づくり団体支援寄附金 ・地域づくり団体の発信力向上研修 ・地域づくり団体の活動の広報	
令和新時代創造県民運動推進事業	○令和新時代創造県民運動の展開により、若者が主体の活動を広げ、地域づくり団体に取り組む活動を支援するなどして地域の活性化を一層進める。また、活動表彰等により県民が自分の住む地域の魅力を再認識し、ふるさと鳥取に対する自信を醸成する。 ・地域づくり活動の支援(令和新時代創造県民運動推進補助金) ・地域づくり活動の裾野の拡大(ととりの魅力発信事業、令和新時	

	代創造県民運動活動表彰、令和新時代創造県民運動情報発信事業)	
「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業	○企業と連携したテレワークや兼業などによる「転職なき移住」、ワーケーション、副業・兼業の推進による幅広い分野での人財誘致の取組を強化し、多様な地域との関わりを促進することで、関係人口の拡大や、ポストコロナに向けた移住拡大を図る。	
起業家育成応援事業	○恒常的に成長性の高い企業や地域密着企業が生まれ続ける環境の創出を目指し、創業から1年後に定額支援金を支給する制度やクラウドファンディングによる市場マーケティングを支援する「クラウドファンディング型情報発信支援補助金」を創設する。	
戦略的事業承継推進モデル構築事業	○戦略的な事業承継推進を図るため、地域単位の面的な視点で支援機関が相互に連携しプッシュ型支援する取組を試行するとともに、後継者不在事業者の情報を公開して起業希望者とマッチングする取組の実証を行い、鳥取県独自の事業承継推進体制モデルを構築する。	
「ふるさと来 LOVE とっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	○学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信しつつ、県内外の学生に就業体験を提供することで、若者の県内就職を促進し、県内企業の人材確保につなげる。	
多様な雇用機会創出促進事業	○「労働者協同組合」に係る行政庁としての事務の実施、説明会・勉強会の開催、設立手続等に係る相談窓口の設置を行うことにより、労働者協同組合での活動を希望する個人・団体の円滑な法人設立を支援すると共に、地域において多様な働き方での雇用創出を促進する。	

## 2 産業の振興

事業名	事業内容	備考
ニューツーリズム普及促進支援事業	○観光客からのニーズが高まっている「エコツーリズム」、「グリーンツーリズム」に対する受入機能を強化するため、地域資源の観光メニュー化や規模拡大、県外への情報発信やプロモーションを行う団体を支援する。	
密を避けて楽しめる鳥取のアウトドアツーリズム事業(R3) 健康のびのびアウトドアツーリズム事業(R4)	○自然を楽しむ体験観光の注目度が全国的に高まっていることから、新しい時代の鳥取のアウトドアツーリズムを様々な形で打ち出していくことで、観光誘客を図る。	
ポストコロナ時代の新たな観光推進事業	○中長期滞在者やリピーターなど新たな観光市場開拓を図り「何度も地域に通う旅、帰る旅」の促進や、県内の特定地域における魅力的な滞在型観光エリアづくり、民間事業者による高付加価値化・リピーター・富裕層獲得のための新たなコンテンツ造成に対する支援を行うこと等により、本県の観光振興を図る。	
とっとりエコスタイルツーリズム普及推進事業(R3) 教育旅行誘致強化事業(R4)	○鳥取ならではの地域資源と、各分野の人材等を活用した体験型教育旅行商品の開発・普及を促進し、鳥取の魅力を来県する児童生徒に伝えることにより、鳥取ファンやリピーターの獲得・拡大を目指す。	
超高速情報通信基盤整備補助金事業	○企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICTを利用できる環境を整備するため、情報通信格差の是正を図ることを目的とした光ファイバ網等の整備を行う市町村に対し、その経費を補助する。	
経営体育成基盤整備事業	○阿毘縁地区(日南町) 区画整理 13.1ha ○河内地区(鳥取市) 区画整理 11.2ha ○山根地区(鳥取市) 区画整理 11.4ha 用水路 0.2km ○折渡地区(日南町) 区画整理 26.1ha 用水路 1.0km	
農地中間管理機構関連農地整備事業	○香取地区(大山町) 農地造成 11.9ha ○船岡地区(八頭町) 区画整理 6.5ha ○印賀地区(日南町) 区画整理 6.3ha ○白谷地区(日南町) 区画整理 8.9ha ○山上地区(八頭町) 区画整理 39.9ha	
畑地帯総合整備事業	○中山2期地区(大山町) 畑地かんがい 224ha 農道 2.2km	



	○名和2期地区(大山町) 畑地かんがい 138ha	
	○中山3期地区(大山町) 畑地かんがい 74ha 農道 1.8km 営農飲雑用水施設 1 式	
	○名和3期地区(大山町) 畑地かんがい 692ha 農道 1.8km	
	○富江地区(伯耆町) 畑地かんがい 38.9ha 区画整理 19.3ha	
きのこ王国とっとり推進事業	○原木しいたけのブランド化、生産体制の整備に対する支援	
原木シイタケ菌興 115 号新品種開発推進事業	○原木しいたけの更なるブランド化を進めるため、美味・厚肉で収穫期間が長い新品種を開発する。	
とっとりウッドチェンジ戦略事業	○乾燥材の生産力強化、品質向上に向けた製材所の現場診断や新たな乾燥方法の実証試験を行う。	
戦略的事業承継推進モデル構築事業 【再掲】	○戦略的な事業承継推進を図るため、地域単位の面的な視点で支援機関が相互に連携しプッシュ型支援する取組を試行するとともに、後継者不在事業者の情報を公開して起業希望者とマッチングする取組の実証を行い、鳥取県独自の事業承継推進体制モデルを構築する。	
事業承継促進事業	○県内事業者の事業承継を促進するため、計画の策定、マッチング仲介委託、設備導入など事業承継の段階に応じた事業者の取組を支援する。	
都市圏からの企業拠点分散立地推進事業	○県外本社企業による本県への機能・業務などの一部移転に対し、既存の支援に加え、県外からの転入人材の定着や活動経費等を幅広く支援することで、分散立地を推進するほか、企業分散立地に向けたプロモーションなど、攻めの誘致活動を展開する。	
とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金	○コロナ禍を契機に事業拠点の地方分散の流れが進むことを踏まえ、先駆的な事業に取り組む事業者等のオフィス・研究開発拠点等を県内に誘致し、将来の本県産業の牽引役に成長することを期待した育成支援を行う。	
鳥取県産業成長応援補助金	○鳥取県産業成長応援条例に基づき認定を行った事業者の新たな取組及び設備投資に対し、産業成長応援補助金を交付する。	
起業家育成応援事業 【再掲】	○恒常的に成長性の高い起業や地域密着起業が生まれ続ける環境の創出を目指し、創業から1年後に定額支援金を支給する制度やクラウドファンディングによる市場マーケティングを支援する「クラウドファンディング型情報発信支援補助金」を創設する。	
小規模事業者等デジタル変革推進事業	○県内事業者へのデジタル化・DX導入の働きかけを円滑に行うため、身近なデジタル化モデル事例の横展開を図るほか、デジタル化・DX導入に際し、柔軟かつ機動的に活用できる補助金を創設し、小規模事業者等の「デジタル変革」を推進する。	

### 3 情報化

事業名	事業内容	備考
Society5.0 地域出張型行政サービスモデル事業	○5Gなどの移動通信機能を搭載し、目的に応じて車内を可変できるワゴン車(コネクテッドカー)を地域の公民館等に派遣し、住民が役場等に出向くことなく、役場等と同等の行政サービスを提供する。新しい切り口の行政サービス形態の有効性について、市町村と連携した実証実験を行う。(智頭町、南部町)	
オンライン行政手続県民活用支援事業	○行政手続のオンライン化の取組に合わせ、全ての県民が等しく必要な情報やサービスを受けられるよう、デジタル対応に不慣れた方々からの相談に対応する。	
デジタル活用研修会	○老人クラブと連携し、機器の使い方や、遠方の家族とコミュニケーションをとるアプリ等の使い方を高齢者同士で教え合うなど、自立的に学び合えるスマートフォン教室を開催する。 ○中山間地域の地域運営組織等に対して、SNS の使い方・情報発信研修、デジタル技術に係る活用事例や活用方法・基礎知識・基本操作等の習得に向けた講習会の開催や周辺機器整備を支援する。	
超高速情報通信基盤整備補助金事業	○企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICTを利用できる環境を整備するため、情報通信格差の是正を図ることを目的とした光ファイバ網等の整備を行う市町村に対し、その経費を補助する。	

#### 4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保

事業名	事業内容	備考
地域高規格道路整備事業	○産業活動等の骨格となる高速道路網を整備する事業。 (岩美町、北栄町、江府町)	
社会資本整備総合交付金(国道改築)	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。(日野町、日南町)	
社会資本整備総合交付金(県道改良)	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。(若桜町、琴浦町)	
社会資本整備総合交付金(広域連携(道路))	○広域での観光や物流の活性化を図るため、複数都道府県が連携して基盤整備等を総合的に推進する道路事業。 (岩美町、三朝町、琴浦町)	
社会資本整備総合交付金(町道)	○過疎法の規定に基づき、都道府県が道路管理者である市町村に代わって、町道を整備する事業。(大山町)	※市町村代行
防災・安全交付金(国道改築)	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。(若桜町、智頭町、江府町、伯耆町、日野町、日南町)	
防災・安全交付金(県道改良)	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。(岩美町、智頭町、三朝町、北栄町、琴浦町、大山町、伯耆町、日南町)	
防災・安全交付金(町道)	○山村振興法の規定に基づき、都道府県が道路管理者である市町村に代わって、町道を整備する事業。(琴浦町)	※山村代行
ICアクセス道路整備事業	○高規格幹線道路、地域高規格道路、スマートICの整備と併せて、ストック効果を高めるICへのアクセス道路を整備する事業。 (北栄町)	
林道	○麓山線(鳥取市、智頭町) 幅員4.0m 延長2.0km ○桑原河内線(鳥取市) 幅員4.0m 延長0.6km ○根安春米線(若桜町) 幅員4.0m 延長1.7km ○中ノ津線(智頭町) 幅員4.0~5.0m 延長1.6km ○因美線(智頭町) 幅員4.0~5.0m 延長3.0km ○窓山線(日南町) 幅員4.0~5.0m 延長3.0km ○宝仏山2号線(日南町) 幅員4.0~5.0m 延長1.0km ○宝仏山1号線(江府町) 幅員4.0~5.0m 延長0.3km ○嶽山線(八頭町) 幅員4.0m 延長1.6km	
地域交通体系鳥取モデル構築事業	○地域の実情に応じて、従来のバス中心の交通体系からタクシー、共助交通等を組み合わせた交通体系を構築する市町村に対する補助	
地域バス交通等体系整備支援事業	○バス事業者が運行する広域路線のバス運行費等に対する補助	
若桜鉄道維持存続支援事業	○鉄道施設維持のための地元両町への補助 (若桜町、八頭町)	
鉄道対策	○在来線の整備促進や鉄道の利用促進に向けた活動	
鳥取型 MaaS による地域交通サービス化推進事業	○複数の交通手段を統合し、1つの移動サービスとして検索から予約、支払いまで可能にし、交通の効率化を目指したサービス(MaaS)に係る実証実験や基盤整備の実施	

#### 5 生活環境の整備

事業名	事業内容	備考
鳥取県防災・危機管理対策交付	○自助・共助を担う住民による自主防災活動の促進や、市町村による	

金事業	防災・減災対策を促進するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。	
地域防災リーダー養成・連携促進事業	○防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成とスキルアップのための研修会を実施するとともに、令和4年度からは、新たに防災士等が意見や情報を交換するミーティングを実施する。	
自主防災組織新規設立支援事業	○新たに自主防災組織を設立する市町村に対し補助金を交付するほか、令和4年度からは、新たに自主防災組織の活動事例や課題を共有し活動の活性化を促進するための連絡調整会を開催する。	
防災活動推進事業	○地域の防災研修会等に鳥取県自主防災活動アドバイザーを派遣し、講演、助言等を行う。	
消防団支援・連絡調整事業	○消防団の機能を維持していくため、多様な人材が消防団に加入できるよう広報活動等を行うほか、功労が顕著と認められる者や、他の模範となる消防団・分団・消防団員及び消防団活動に協力的な事業所に対する知事表彰を行う。また、少年消防クラブの設立や活動を支援する。	
広域景観形成支援事業	○広域にわたる景観資源(日本風景街道、若桜鉄道、大山、ジオパーク等)を共有する複数の市町村が連携・協調して行う景観形成、保全・活用の取り組みを推進するため、これらの市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画に基づく事業に対し助成を行う。(八頭町、若桜町)	
水道施設耐震化等推進事業	○水道施設(基幹管路、基幹構造物)の耐震化を進めるため、国費(生活基盤施設耐震化等交付金)を活用して水道事業体である市町に対して事業費の一部を補助する。	
	岩美町 基幹構造物(陸上配水池)の耐震化事業	
	岩美町 老朽管の更新・耐震化事業(町内)	
	大山町中山地区 石綿管の更新・耐震化事業	
合併処理浄化槽設置推進事業	○生活排水処理施設の整備を推進するため、個人設置型浄化槽又は市町村設置型浄化槽の設置費用等の一部を当該市町村に補助する。(鳥取市、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、伯耆町、日野町)	
農業集落排水事業	○農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため、生活雑排水及びし尿の処理を行う農業集落排水施設を整備、改築を行う。	
	日置谷地区(鳥取市) 処理施設改築 1 箇所 管路 200m ポンプ施設 1 箇所	
	長谷白地地区(岩美町) ポンプ施設改築 8 箇所	
	南因・奥山形地区(智頭町) ポンプ施設改築 31 箇所 伯耆地区・伯耆第二地区(伯耆町) 処理施設改築 1 箇所 ポンプ施設改築 29 箇所	
農地を守る直接支払事業	○中山間地域等の条件不利地域において平地農業との生産コスト差等を支援。	
多面的機能支払交付金事業	○農地・水路等の地域資源の質的向上を図り、農業の有する多面的機能を発揮する共同活動を支援。	
造林事業	○森林の多面的機能の維持発揮と山村地域の発展を図るため、間伐等の適切な森林整備の実施に対して支援を行う。	
空き家対策促進事業 (※R4 年度から「空き家対策支援事業」「空き家利活用流通促進事業」を統合)	○年々深刻化が増す空き家問題を改善するため、市町村を通じた所有者等への支援や、まちづくり団体等の育成、空き家(中古住宅)の不安解消や魅力促進に資する取組、県民に対する意識啓発や機運醸成等、「空き家の除却」「利活用促進」「発生抑制・老朽化抑制」の切り口から空き家対策に資する取組を進める。	
治山事業	○緊急度や優先度を考慮しながら治山施設の重点的整備実施	
砂防事業	○緊急度や優先度を考慮しながら砂防、急傾斜、地すべり対策施設の重点的整備実施	
急傾斜地崩壊対策事業		
地すべり対策事業		

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

事業名	事業内容	備考
とっとり婚活応援プロジェクト事業	○結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚につながられるよう、マッチングを実施するとっとり出会いサポートセンターの運営、婚活イベントのメール配信や婚活イベント開催への支援を行う。	
鳥取県版不妊治療拡大事業	○国により不妊治療が保険適用化される中で、保険外併用で実施される先進医療及び全額自費診療として行われる治療に対して県独自の助成を行う。	
願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	○不妊検査費用の支援に加え、不妊治療と不育症検査に対する支援及び不妊専門相談センターの運営を専門医療機関に委託して実施する。	
子育て支援市町村応援事業	○創意工夫を行い地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり(ネウボラ)等に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村の取り組みを支援、促進する。	
健やかな妊娠・出産のための応援事業	○教育・相談体制の充実や、思春期から妊娠・出産等に関する正しい知識を普及するなど、地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進め、安心・安全な妊娠・出産等の支援を充実する。	
産前産後のパパママほっとずつと応援事業	○産後ケア事業に係る利用者自己負担額の無償化を図るとともに、産後ケア(宿泊型)施設に係る改築費用等を支援する。加えて、地域の助産所を心の休息の取れる居場所として利用を促進するオープンデーの開催や父親への講習を実施する。	
特別医療費助成事業	○重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費(本人負担分)のうち、市町村が助成した金額の2分の1を県が補助する。	
保育所等整備事業	○保育所等の施設整備を行う事業者に補助する市町村に対し、認定こども園施設整備交付金等を活用して支援を行う。	
私立幼稚園等施設整備補助金	○私立幼稚園等の施設整備事業(大規模修繕、耐震改修、改築等)に対する補助を行う。	
保育料無償化等子育て支援事業	○中山間地域において、自治体独自の保育料無償化に取り組む市町村に対して助成を行う。	
鳥取県自然保育促進事業	○とっとり森・里山等自然保育認証制度認証園の運営費補助及び保育料の軽減、とっとり自然保育認証制度認証園が行う自然体験活動の支援を行う。	
高校生通学費助成事業	○県内の市町村に住所を有し、公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等へ通学する生徒に対し、一定の月額負担を超える経費について市町村ともに支援を行う。	
市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	○低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、個々の市町村に応じた包括的な支援体制づくりを後押しする。	
子どもの貧困対策総合支援事業	○鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第二期)に基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。	
子どもと家庭生活・相談支援拠点サポート事業	○子どもや生活困難者にとって身近な社会資源である子どもの居場所を整備・活用し、専門スタッフが子どもやその世帯が抱える個別の課題解決に向けてきめ細やかに対応することにより、総合的に子どもを支援する居場所づくりに取り組む市町村を支援する。	
障がい児等地域療育支援事業	○在宅の障がい児等が、身近な地域で療育指導、相談を受けられるよう、必要に応じて保育所や幼稚園等に専門のスタッフを派遣する。	

## 7 医療の確保

事業名	事業内容	備考
へき地医療拠点病院設備整備事業	○へき地医療拠点病院が設備を整備する場合に補助する。	

へき地診療所設備整備事業	○へき地診療所が設備を整備する場合に補助する。	
へき地医療拠点病院運営事業	○へき地医療拠点病院が無医地区等への巡回診療やへき地診療所への医師派遣、代替医師の派遣等を行う場合に必要経費を補助する。	
へき地保健指導所運営事業	○保健指導の確保充実を図るため、へき地保健指導所の運営費を補助する。	
医師確保奨学金等貸付事業	○地域医療を担う医師の確保、充実を図るため、県内の医療機関で勤務することを条件に、医学生に対して修学資金を貸与する。	
自治医科大学負担金	○へき地等の地域医療を担う医師を養成するため、全国の都道府県が共同して設立した自治医科大学の運営に要する経費を負担する。	

## 8 教育の振興

事業名	事業内容	備考
高等学校改革推進事業	○「平成31年度以降の県立高等学校の在り方に関する基本方針」に基づき、 ・地域の産業や文化についての学習や、地域の課題を題材とした学習等を積極的に取り入れ、生徒に鳥取県民としての誇りと自覚、地域貢献の意識を醸成する教育を推進する。 ・地元自治体における協議会の設置や地域と学校をつなぐコーディネーターの配置などの動きと連携し、高等学校の特色化・魅力化を推進する。 なお、地域と連携した人材の育成など特色ある取組を推進している小規模校については、その存続に最大限努力する。 また、将来の人口減少を見据え、令和8年度以降の県立高等学校の在り方に関する次期基本方針の策定に向けた取組を行う。	
とっとり高校魅力化推進事業【再掲】	○県内外の中学生（保護者）が本県県立高校を進学先として積極的に検討するような高校の魅力化、特色づくりに取り組み、積極的に情報発信を行うことで県内外からの入学生を増やす。	
学校教育施設の整備	○過疎地域における教育施設は、適切な時期に老朽化対策を行い施設の長寿命化に努めるとともに、住民との交流や学習の拠点としての機能にも配慮した整備に努める。	
学校教育施設の ICT 環境整備	○過疎地域における教育施設は、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、各教室や情報処理室等にパソコン、プロジェクター等の情報環境を整備する。 また、情報教育や情報共有のインフラ基盤である教育情報通信ネットワークにおいて、安定したインターネット環境、メールサービス等の提供ができるよう整備・充実を図る。	
高校生通学費助成事業【再掲】	○県内の市町村に住所を有し、公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等へ通学する生徒に対し、一定の月額負担を超える経費について市町村ともに支援を行う。	

## 9 集落の整備

事業名	事業内容	備考
がんばる地域支援事業	○将来にわたって安心して暮らせるよう、複数の集落で構成される地域において、日常生活に必要な機能・サービスを維持するとともに、多様な主体と連携した地域住民の自主的・主体的な取組による、暮らしを支えるための仕組み（小さな拠点）づくりを支援する。 ○地域課題解決に向けた取組、地域の担い手の確保・育成につなげる取組、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりへのステップアップにつながる取組を支援する。 ○店舗等が不足している中山間地域において、移動販売、空き店舗等を活用した小売りなど、生活に必要な食料・日用品を供給する取組や	

	<p>移動販売時に行う高齢者等の見守り活動を支援する。</p> <p>○中山間地域等で事業活動を行っている事業者等において、住民の日常生活の異常を早期発見する見守り活動体制の整備により、安心して生活できる地域づくりを推進する。</p>	
社会資本整備総合交付金(国道改築) 【再掲】	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。(日野町、日南町)	
社会資本整備総合交付金(県道改良) 【再掲】	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。(若桜町、琴浦町)	
社会資本整備総合交付金(広域連携(道路)) 【再掲】	○広域での観光や物流の活性化を図るため、複数都道府県が連携して基盤整備等を総合的に推進する道路事業。(岩美町、三朝町、琴浦町)	
防災・安全交付金(国道改築) 【再掲】	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。(若桜町、智頭町、江府町、伯耆町、日野町、日南町)	
防災・安全交付金(県道改良) 【再掲】	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。(岩美町、智頭町、三朝町、北栄町、琴浦町、大山町、伯耆町、日南町)	
防災・安全交付金(町道) ※山村代行 【再掲】	○山村振興法の規定に基づき、都道府県が道路管理者である市町村に代わって、町道を整備する事業。(琴浦町)	

## 10 地域文化の振興等

事業名	事業内容	備考
とっとり伝統芸能まつり開催事業	○地域の誇りとして受け継がれてきた県内の伝統芸能を次世代へ引き継ぎ、活用の気運が広がるよう「とっとり伝統芸能まつり」を開催し、伝統芸能の素晴らしさを県民が共有し、郷土に親しみと誇りを持つ契機とするとともに、伝統芸能保存団体の交流と活性化を図る。	
工芸・アート村推進事業	○県内外から複数のアーティストが地域に移り住み、活気ある創作活動が行われることで地域に新たな交流を創出し、地域の活性化を図る。	
鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金	○文化財の保存・保護を図ることを目的として市町村、文化財の所有者及び管理団体が文化財の保存又は保護のために行う事業に対して支援する。	
地域民俗芸能再生事業費補助金	○無形民俗文化財の保護団体(国・県指定を除く)等が行う後継者育成を目的とした事業を支援する。	
「とっとり匠の技」活用モデル助成事業	○大工、左官、木製建具等の技能士による伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する	

## 11 脱炭素化の推進

事業名	事業内容	備考
家庭の省エネ・再エネ快適生活促進事業 (家庭用小規模発電設備等導入支援)	○太陽光発電など家庭用小規模発電設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。	
鳥取発地産エネルギー活用推進事業	○県内の小水力発電等で産み出した再生可能エネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域団体、NPO、市町村、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援する。	
地域エネルギー社会構築支援事業	○エネルギーの地産地消による地域内経済循環や安全・安心な地域社会を構築するため、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援し、	

	本県における地域エネルギーの導入を促進する。	
県有施設の省エネ・創エネ等推進事業 (LED 照明等省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業)	○県有施設においてLED 照明等省エネルギー型設備を導入する。	
鳥取スタイル太陽光発電導入推進事業	○電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電(PPA)を促進するため、県西部の県有施設への太陽光発電施設の導入・PPA実証や鳥取スタイルPPAの普及啓発等を行う。	
地域資源活用エネルギー導入推進事業	○小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等の達成のため、地域団体、NPO、市町村、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援する。	
県有施設脱炭素化事業(LED 改修)	○脱炭素化を推進するため、県有施設(知事部局 16 施設)のLED 化を行う。	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	○新築又は既存住宅の改修において、国の省エネ住宅基準を上回る県独自のとっとり健康省エネ住宅性能基準に適合する住宅を認定し、消費者向けの広報・普及啓発、技術者の養成のほか、認定住宅に対し助成する	